

みなし小売電気事業者特定小売供給約款  
料金算定規則に基づく事業者設定基準および  
燃料費調整制度にかかる事項の届出書

2022年11月25日

中国電力株式会社



みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に基づく  
事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項の届出書

販販計 第47号  
2022年11月25日

経済産業大臣 西村 康 稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役 瀧本 夏彦  
社長執行役員

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項を定めたので届け出ます。

(別 表)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則	
第6条第5項	第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準 第6条第4項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第8条第2項	送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準
第9条第2項	第9条第1項第4号に規定する値に代わるものとして設定した値
第18条第4項	契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準
第40条第2項	燃料費調整制度における換算係数
第40条第4項	燃料費調整制度における基準調整単価

## 第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準

## [第6条第5項関係]

## 1. 設定した基準

		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	借地借家料(社宅・寮)	直課された各部門人員数比	—
	その他借地借家料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
	機械賃借料	直課された各部門人員数比	—
	その他賃借料	—	直課された各部門賃借料比
委託費	委託運転費	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)	—
	建物清掃委託費	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)	—
	本店構内管理委託費	各部門業務用建物床面積比 (建物については、本店分に限る。)	—
	電算機運転委託費	直課された各部門人員数比	—
	システム開発・改良委託費	直課された各部門人員数比	—
	社債発行関連委託費	各部門設備別帳簿価額比	—
	証券代行手数料	各部門設備別帳簿価額比	—
	その他雑委託費	—	直課された各部門委託費比
諸費	証券代行事務経費	各部門設備別帳簿価額比	—
	その他諸費	—	直課された各部門人員数比
電気事業報酬	運転資本(営業資本)	各部門営業資本比	—
	その他電気事業報酬	—	各部門設備別帳簿価額比

## 2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費等の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

## 第6条第4項に規定する基準に代わるものとして設定した基準

## [第6条第5項関係]

## 1. 設定した基準

		販売費	
		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	借地借家料（社宅・寮）	直課された人員数比	—
	機械賃借料	直課された人員数比	—
	上記以外	業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—

## 2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

## 送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準

## [第8条第2項関係]

	配分基準
給料手当	送配電非関連固定費に整理。
給料手当振替額（貸方）	送配電非関連固定費に整理。
雑給	送配電非関連固定費に整理。
消耗品費	送配電非関連固定費と送配電非関連可変費の割合が一対一となるように整理。
修繕費	送配電非関連固定費に整理。
委託費	送配電非関連固定費に整理。
養成費	送配電非関連固定費に整理。
諸費	送配電非関連固定費に整理。
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理。
建設分担関連費振替額（貸方）	送配電非関連固定費に整理。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	送配電非関連固定費に整理。
他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理。



## 第9条第1項第4号に規定する値に代わるものとして設定した値

## [第9条第2項関係]

## 1. 設定した基準

第10条第2項第2号に規定する送配電非関連可変費の配分において、下表に掲げる送配電非関連可変費については、第9条第2項の規定により、同条第4項第4号に定める割合を、同条第1項第4号に定める値によらず、それぞれ下表に設定した値により算定する。

対象となる送配電非関連可変費	設定した値
総水力発電費に整理された送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの水力発受電量
総火力発電費に整理された送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの火力発受電量
総原子力発電費に整理された送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの原子力発受電量
総新エネルギー等発電費に整理された送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの新エネルギー等発受電量

## 2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連可変費の配分にあたり、第9条第1項第4号に定める値に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な値として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる値を設定することとした。

契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による  
特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準  
[第18条第4項関係]

第18条第2項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

1. 契約種別

(1) 料金制

料金制は、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用する。

また、電灯需要の電力量料金は、原則として使用電力量を3段階に区分し、使用電力量の多寡に応じて料金率が異なる三段階料金制(てい増料金制)とし、電力需要の電力量料金については、原則として使用電力量を夏季(7～9月)とその他季(4～6月、10～3月)に区分する季節別料金制を適用する。

(2) 契約種別は、(1)の料金制および電気の使用形態、使用期間、計量方法等の差異を勘案し、次のとおり設定する。

定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力

2. 料金率

料金率は、特定需要の原価に準拠し、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨を勘案し、契約種別ごとの負担が公平となるよう、次のとおり定める。

この場合、電気の使用形態(原単位、1口当たりの使用電力量、使用頻度)、使用期間、計量方法等、供給原価を構成する要素を勘案し料金率を設定する。

(1) 基本料金率

基本料金率は、原則として1月を単位とし、使用する負荷設備等を基準に定める。

(2) 電力量料金率

①電灯需要

電灯需要の電力量料金率は、原則として使用電力量を3段階に区分し、次により定める。

イ 第1段階の使用電力量の料金率については、ロの料金率より低廉なものとする。

ロ 第2段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用に基づくものとする。

ハ 第3段階の使用電力量の料金率は、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。

ニ 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき120キロワット時、  
第2段階と第3段階の使用電力量の区分は平均使用電力量等を踏まえ1需要家1月につき300キロワット時とする。

②電力需要

電力需要の電力量料金率は、夏季とその他季の原価の季節間格差を反映し、夏季とその他季をそれぞれ定める。

(別 紙)

燃料費調整制度における換算係数

[第40条第2項関係]

石 炭	1. 2 0 1 5
石 油	0. 0 4 0 6
液化天然ガス	0. 0 9 8 2

## 燃料費調整制度における基準調整単価

[第40条第4項関係]

以下のとおり契約種別ごとに基準調整単価を定めた。

区 分	単 位	基準調整単価
(1) 定額制供給		円 銭 厘
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0. 8 2 5
20Wまで	〃	1. 6 4 9
40Wまで	〃	3. 2 9 8
60Wまで	〃	4. 9 4 8
100Wまで	〃	8. 2 4 6
100W超過 50Wまでごとに	〃	4. 1 2 3
小型機器		
50V Aまでの機器	1 機器	2. 4 6 3
100V Aまでの機器	〃	4. 9 2 6
100V A超過 50V Aまでごとに	〃	2. 4 6 3
ロ. 臨時電灯A		
50V Aまで1日につき	1 契約	0. 0 6 6
100V Aまで1日につき	〃	0. 1 3 3
100V A超過 500V Aまで100V Aまでごとに1日につき	〃	0. 1 3 3
500V A超過 1 k V Aまで1日につき	〃	1. 3 2 9
1 k V A超過 3 k V Aまで1 k V Aまでごとに1日につき	〃	1. 3 2 9
ハ. 臨時電力		
1日につき	1 k W	1. 3 9 7
ニ. 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
0.5 k W	1 契約	0. 3 4 9
1 k W	〃	0. 6 9 9
2 k W	〃	1. 3 9 7
3 k W	〃	2. 0 9 4
4 k W	〃	2. 7 9 3
5 k W	〃	3. 4 9 1
ホ. 農事用電力C (育苗・栽培需要)		
1 k W 1日につき	1 契約	2. 5 1 5
(2) 従量制供給		円 銭 厘
イ. 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金		
最初の15kWhまで	1 契約	3. 1 8 5
電力量料金		
15kWh超過分	1 k W h	0. 2 1 2
ロ. イ以外の場合	1 k W h	0. 2 1 2